

基山町集落支援員募集要項

1. 募集概要

基山町では、人口減少及び高齢化が進む地域の点検活動等を通じて、地域の実情や課題を把握し、地域力の維持及び活性化に必要と認められる施策を実施するため基山町集落支援員を募集します。

2. 活動地域

基山町内（人口集中地区は対象となりません。）

3. 業務概要及び募集人員

【地域間交流活性化支援】 1名

商工観光課に所属し、地域活動団体や関係機関と連携しながら、基山町の地域間交流を活性化させる取り組みを行っていただきます。具体的には、施設運営を通じて地域の活性化を図り、さらに多世代の交流促進に取り組んでいただきます。

（主な業務内容）

- ① 地域間交流のための「おもてなし施設」の管理運営および利活用
（対象施設：まちなか公民館、えきしたラウンジ）
 - ・まちなか公民館およびコワーキングスペースの管理
 - ・えきしたラウンジの管理
 - ・両施設の利活用と地域活性化
 - ・地域団体の活動をまちなか公民館へ誘導すること
- ② 空き店舗の利活用に関する巡回・点検・調査およびモデル事業の推進
 - ・商工会・町職員と協力した空き店舗の実地調査及び図化
 - ・空き店舗活用事業の立案と支援
- ③ 地域関係者及び関係機関との連絡・調整
 - ・四商店街・商工会・町職員・地域住民との連絡調整
 - ・イベントや施策実施に伴う協議・調整
- ④ 地域おこし協力隊及び他支援員の活動支援
 - ・各種イベントや事業への協力・参加
 - ・支援員間の連携体制構築・情報共有

4. 募集対象

次の全ての要件を満たす方とします。

- （1）20歳以上の方（令和8年1月1日現在）
- （2）応募申込時点で基山町に住民票があり、現に生活している方
- （3）地域の実情に詳しく、かつ、地域の活性化に熱意をもって活動できる方
- （4）心身ともに正常な状態で誠実に活動ができる方
- （5）活動に専任できる方（ただし、町の公の職に就いて、集落支援員と同種の任に当たられている方は対象外となります。例：区長、嘱託員、民生委員）
- （6）普通自動車運転免許を有する方
- （7）パソコンの一般的な操作ができる方（例：ワード、エクセルなど）
- （8）地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

5. 雇用形態及び期間

(1) 雇用形態 基山町会計年度任用職員（パートタイム）

(2) 期 間 令和8年1月5日から令和8年3月31日まで

※任用期間は、任期満了時に活動実績等を基に判断し、1会計年度ごとに更新する場合があります。

6. 勤務条件

(1) 報 酬 月額203,770円～211,720円（この月額から社会保険料の本人負担分が控除されます。）

(参考) 期末勤勉手当6月と12月の2回、規定により支給されます。
健康保険、厚生年金、雇用保険は町で加入します。

(2) 勤 務 日 原則として月曜日から金曜日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に勤務した場合は振替対応となります。）

(3) 勤務時間 原則として、9時00分から17時00分（休憩時間は正午から1時間）
業務内容によって7時間を超えない範囲で変更する場合があります。

7. 応募手続

(1) 応募受付期間

令和7年11月4日（火）から11月21日（金）まで
（持参又は郵送、郵送の場合必着）

(2) 応募書類

- ・基山町集落支援員応募申込書（基山町役場2階商工観光課に備え付けています。町ホームページからも取得できます。）
- ・履歴書（市販の履歴書を御使用ください。写真の添付をお願いします。）
- ・運転免許証のコピー

※応募に係る経費は、すべて応募者の負担となります。また、選考結果に関わらず、応募書類は返却いたしませんので御了承ください。

(3) 提出・問合せ先

【地域間交流活性化支援】

〒841-0204 基山町大字宮浦666番地

基山町商工観光課「基山町集落支援員」担当宛

電 話：0942-85-7670

F A X：0942-92-0741

E-mail：shokokanko@town.kiyama.lg.jp

8. 選考

(1) 第1次選考（書類選考）

選考結果は、応募者全員に対し履歴書記載の住所に文書にて通知します。

(2) 第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に、12月中旬に面接を実施します。詳細な日程等は、第1次選考結果通知の際にお知らせします。

(3) 第2次選考結果の報告

第2次選考の結果は、12月下旬に文書で通知します。

※選考の経過及び結果についての問合せには応じられませんので、予め御了承ください。